平成２４年（フ）第６３７号
さいたま市岩槻区大字掛7945番地12
破産者　森本　良一
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７１号
埼玉県川口市大字安行領根岸1920番地　根岸台高層市営住宅ＲＣ－Ａ401
破産者　宮澤　良子（旧姓我妻）
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目46番２号
破産者　川原　　淳
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１１８号
札幌市中央区南19条西15丁目５番１号　山京ガーデン山鼻102号
破産者　伊勢　昌宏
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４９号
札幌市西区山の手３条１丁目４番26―310号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸３条16丁目１番20―207号
破産者　関　　弘幸（旧姓小野）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０１号
北海道石狩市八幡４丁目166番地38
破産者　長谷川雄治
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１７号
札幌市中央区南７条西10丁目1027番地29　ＡＤＥＬⅡ302号
破産者　永吉　宏光
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６号
宮城県塩竈市母子沢町２番４号　フレグランス母子沢106号、開始決定時の住所宮城県岩沼市栄町１丁目１番15―117号
破産者　堀　　廣幸
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
宮城県多賀城市中央２丁目18番５号
破産者　渡部　和幸
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
山形県上山市新湯１番16号
破産者　齋藤　孝三
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
山形市城西町４丁目３番34号、開始決定時の住所山形市城西町２丁目２番54号　エムサンドルⅢＡ―101号
破産者　布田　志郎
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７号
山形市飯田西４丁目２番６号　メゾンパレス203号
破産者　清野　一弘
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１６号
川崎市川崎区大師駅前１丁目16番７―409号セブンスターマンション、開始決定時の住所川崎市川崎区大師駅前１丁目16番７―1102号セブンスターマンション
破産者　大村　俊次
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
長野市上松２丁目28番８号
破産者　塚田　義利
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
長野市大字大豆島4268番地103　大豆島東団地６―101
破産者　寺島　隆浩
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７４号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目５番地の１　Ｄ１―401
破産者　髙井美也子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５１号
大阪市城東区鴫野西５丁目13番22号　さくらハイツ101
破産者　榎本　　隆
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８８９号
大阪府高槻市松が丘１丁目６番15号
破産者　岡田　清秀
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１０号
大阪府松原市高見の里４丁目13番16号
破産者　宮川　俊一
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部